

静岡県産材証明制度実施要領

静岡県木材協同組合連合会

(目 的)

第1条 この要領は、静岡県が静岡県産材証明制度要綱（以下、「県要綱」という。）で規定する「静岡県産材証明制度」の適正な実施を図るため、静岡県木材協同組合連合会（以下、「本会」という。）及び林業・木材関係業界が行うことについては、「静岡県木材業者登録規約」（以下、「登録規約」という。平成14年4月1日施行）、「静岡県木材業者登録規定」（平成14年4月1日施行）、「静岡県木材業者登録要綱」（平成14年4月1日施行）によるほか、この要領に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において「県産材取扱業者」とは、以下に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 「県要綱」第2条第1項に規定する「静岡県産材」を生産販売する者で、本会会長（以下、「会長」という。）が適正と認めた者。
- (2) 静岡県内に営業拠点を置く者。

(県産材取扱業者の認定)

第3条 「県産材取扱業者」の認定を希望する者は、「登録規約」第4条に基づく登録申請に際し、「県産材取扱業者」の認定希望の旨を記した申請（様式第1-1号）をするものとする。

2 既に「登録規約」に基づき静岡県木材業者登録済みの者で、「静岡県産材取扱業者」を希望する者は、静岡県産材取扱業者認定申請書（様式第1-2号）を提出するものとする。

3 会長は、「県産材取扱業者」の認定を希望する申請書を受け付けたときは、その内容を審査し適当と認められる場合、「県産材取扱業者」として認定し、県産材取扱業者台帳（様式第2号）に記載するものとする。

4 会長は、認定した「県産材取扱業者」に県産材取扱業者認定証（様式第3号）を地区木材組合経由で通知するものとする。

5 会長は、認定した「県産材取扱業者」を知事に報告（様式第4号）するものとする。

(県産材取扱業者認定の有効期間)

第4条 「県産材取扱業者」認定の有効期限は3年以内とする。

(県産材製品の県外委託加工等による製造)

第5条 県外で委託加工等により県産材製品の製造を希望する「県産材取扱業者」

は、事前に申請書（様式第5号）に関係書類を添えて会長に提出し、認定を受けるものとする。

- 2 関係書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 県外委託加工のフロー図
 - (2) 県外委託加工に関わる企業名簿
 - (3) 県外委託加工の分別管理マニュアル
 - (4) 配置図
 - (5) 記録管理簿
 - (6) 状況写真
 - (7) その他（必要に応じ、加工工程フロー図、自社製造基準等）
- 3 会長は、県産材取扱業者からの申請内容を審査し、適当と認められる場合、県外での委託加工を認定するものとする。
- 4 会長は、認定した県産材取扱業者に県外での委託加工認定証（様式第6号）を地区木材組合経由で通知するものとする。
- 5 会長は、県外での委託加工を認定した県産材取扱業者を知事に報告（様式第7号）するものとする。
- 6 会長は、県外での委託加工を適正に運用させるため、必要に応じ検査を行うものとする。ただし、検査に必要な費用は、県産材取扱業者が負担するものとする。
- 7 県外での委託加工の認定を受けた県産材取扱業者は、「記録管理簿」に記録するとともに、県産材製品の受け入れ状況や保管状況等の「写真」を添付して保管する。
- 8 会長は、必要に応じ県産材取扱業者から「記録管理簿」等を提出させることができる。
- 9 県外での委託加工の認定を受けた県産材取扱業者は、次の各号に該当するに至ったときは、その旨を記載した届出書に所要事項を記入のうえ、会長に提出しなければならない。
 - (1) 申請書（様式第5号）に掲げる事項に変更が生じたとき。（変更届：様式第17号）
 - (2) 県外委託加工等を廃止したとき。（廃止届：様式第18号）

（県産材販売管理票の交付）

第6条 「県産材販売管理票」（様式第8号）（以下、「管理票」という。）は会長が交付する。ただし、必要な経費は、「県産材取扱業者」が負担するものとする。

- 2 「県産材取扱業者」に認定された者は、事業所が所在する地区木材組合へ「管理票」の交付申請（様式第9号）をすることができる。
- 3 地区木材組合は、「県産材証明業者」であることを確認し、「管理票」交付台帳（様式第10号）に記入するものとする。

（管理票の発行）

第7条 「県産材取扱業者」は、「管理票」の発行にあたって、以下の事項について遵守しなければならない。

- (1) 1次「管理票」を発行できるのは、木材生産者（素材生産業者、森林組合等）

及び原木市場である。

- (2) 流通・加工業者は、1次「管理票」の複写がある場合のみ、それを基に2次、3次以降の「管理票」の発行ができる。
- (3) 管理票の発行者は、基となる「管理票」の材積、本数を超えて「管理票」の発行はできない。

(管理票の管理)

第8条 「県産材取扱業者」は、「管理票」の発行にあたって、以下の事項について遵守しなければならない。

- (1) 「管理票」の使用は、「県産材取扱業者」のみ可能であり、貸し借りをしてはならない。
- (2) 「県産材取扱業者」は、「管理票」が紛失した場合は、速やかに地区木材協同組合に届出（様式第11号）するものとする。
- (3) 「県産材取扱業者」は、「管理票」を発行年月日順にひとまとめにして、整理しなければならない。
- (4) 「管理票」は、5年間保存しなければならない。

(指導・調査等)

第9条 会長は、「静岡県産材証明制度」を適正に運用させるため、研修、指導、調査を行うものとする。

- 2 会長は、調査等の結果、運用に不適切であると認められたときは、改善のための必要な指導を行うこととする。

(認定の抹消)

第10条 「県産材取扱業者」は、自己都合により登録を抹消したいときは、県産材取扱業者抹消申請書（様式第12号）を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があったときは認定の抹消を行い、その旨を「県産材取扱業者」に通知（様式第13号）知事に報告（様式第14号）するものとする。

(認定の取消)

第11条 会長は、「県産材取扱業者」としての認定が不適切であると認めたときは、その認定を取り消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取り消しの理由を付して「県産材取扱業者」に通知（様式第15号）するとともに公表するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その取り消しの日から換算して1年間、当該者の再認定を行わないものとする。

さらに会長は取り消しの理由を付して、知事に報告（様式第16号）するものとする。

(制度普及)

第12条 会長は、制度の浸透を図るため、関係団体、業界に対して普及することとする。

(書類の提出)

第13条 特段定めのない書類の提出は、事業所が所在する地区木材組合へ提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年9月9日から施行する。
- 2 この要領の施行日から平成16年12月末日までに認定した「県産材取扱業者」の有効期限は、平成16年12月末日までとする。
- 3 この改正は、平成22年4月1日から適用する。
- 4 この改正は、平成27年4月1日から適用する。
- 5 この改正は、平成30年11月7日から適用する。
- 6 この改正は、令和2年4月24日から適用する。
- 7 この改正は、令和4年11月1日から適用する。
- 8 この改正は、令和5年4月1日から適用する。

【木材登録及び県産材取扱業者認定のための申請書】（同時申請の場合）

【様式第1-1号】

登録番号	No.
*登録年月日	令和 年 月 日
*登録有効期限	令和 年 月 日

*県木連記入

木材業者登録申請書

（新規・更新）

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

（申請者）

事業者の所在地：

（〒 ）

事業者の名称：

代表者職氏名：

㊦

T E L :

F A X :

木材業者の登録を受けたいので、静岡県木材業者登録規約第4条の規定により申請します。

なお、「静岡県産材証明制度」実施要領第3条第1項の規定に基づき、「静岡県産材」を証明できる「県産材取扱業者」に認定していただきたく、併せて申請します。

資本金	万円
事業開始年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※登録業者ステッカー	追加購入枚数 ⇒ (1枚500円 × 枚)
------------	-----------------------

※ 1枚は無料配布します。

経由組合名		意見	適 / 否
-------	--	----	-------

※添付書類：「新規申請」の場合、「動態調査票」（申請日の前年の様式）を添付すること。

【県産材取扱業者認定のための申請書】

(木材業者登録済の場合)

【様式第1-2号】

登録番号	No.
*登録年月日	令和 年 月 日
*登録有効期限	令和 年 月 日

*県木連記入

静岡県産材取扱業者認定申請書

(新規・更新)

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

(申請者)

事業者の所在地：

(〒)

事業者の名称：

代表者職氏名：



T E L :

F A X :

「静岡県産材証明制度」実施要領第3条第1項の規定に基づき、「静岡県産材」を証明できる「県産材取扱業者」に認定していただきたく申請します。

木材業者登録番号	
事業開始年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

経由組合名		意見	適 / 否
-------	--	----	-------

※添付書類：「新規申請」の場合、「動態調査票」（申請日の前年の様式）を添付すること。

(様式第3号)

県産材取扱業者認定証

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会

会長



「静岡県産材証明制度」実施要領第3条第3項及び第4項の規定により、「静岡県産材」を証明できる「県産材取扱業者」に認定したので通知する。

認定内容

1. 木材業者登録番号
2. 事業者名
3. 所在地
4. 認定の有効期限
5. 条件
 - (1) 「静岡県産材証明制度」要綱及び「静岡県産材証明制度」実施要領を遵守すること。
 - (2) 県の実施する定期検査及び静岡県木材協同組合連合会が実施する調査等に協力すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日
第 号

静岡県知事 様

静岡県木材協同組合連合会
会長



「県産材取扱業者」の認定について

「静岡県産材証明制度」要綱第7条の規定に基づき、「県産材取扱業者」として認定した者を下記のとおり報告します。

記

登録業者 番号	業種	事業者名	所在地	電話番号	取扱う材 の種類	年間販売 量	PR事項
				FAX 番号			

(様式第5号)

県産材県外委託等加工認定申請書

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会々長 様

(登録業者)

住 所

社 名

代 表 者



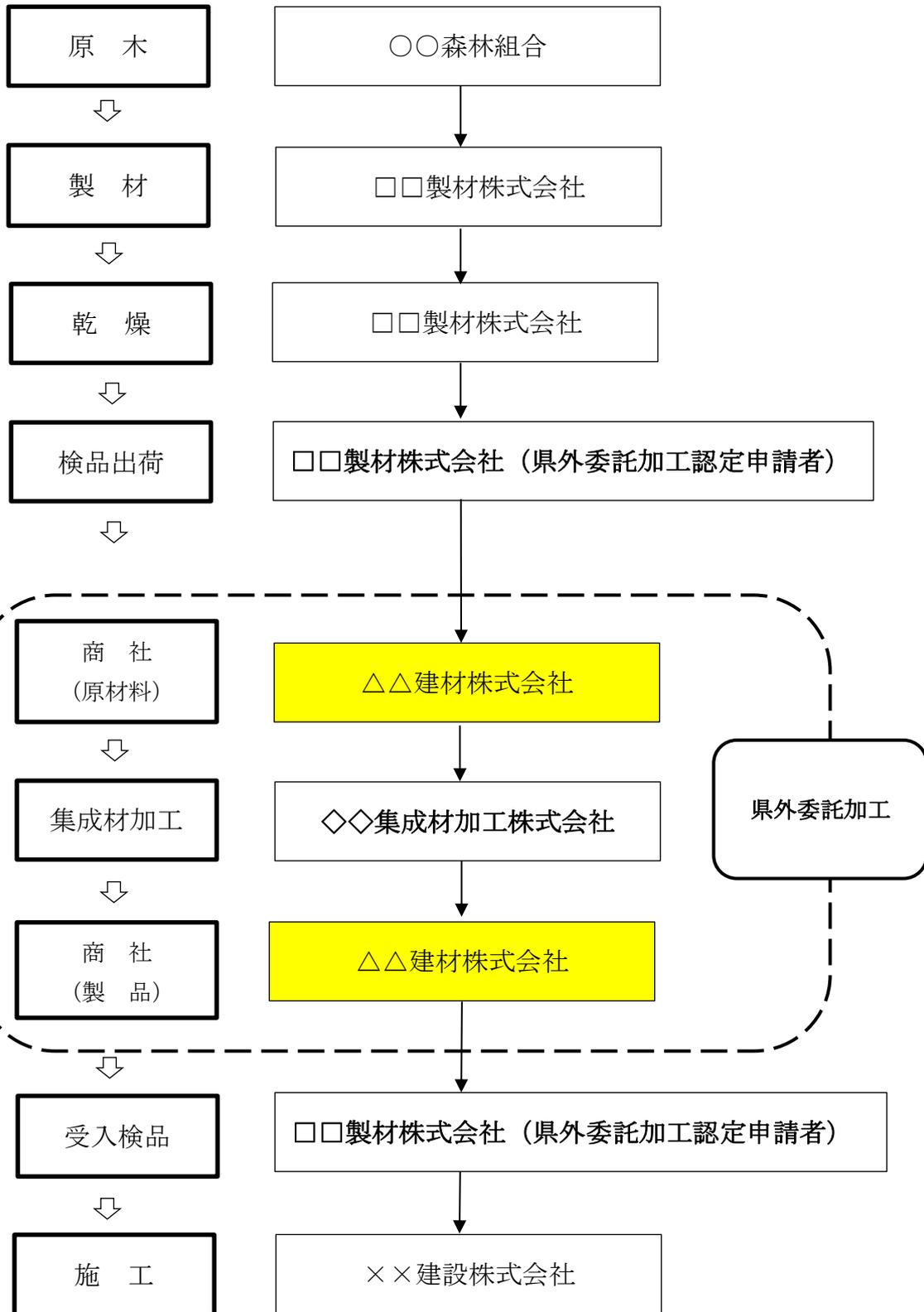
「静岡県産材証明制度」実施要領第5条第1項の規定に基づき、県産材製品の県外委託加工を認定していただきたく、本書のとおり申請する。

記

1 登録業者番号 (令和 年 月 日認定)

2 県外委託加工の内容 別添資料のとおり

県外委託加工フロー図 (「県産材構造用集成材製造」の参考例)



※黄色箇所の上業者は商流のみ介在

(様式第5号の参考様式)

県外委託加工に関わる企業名簿（「県産材構造用集成材製造」の参考例）

県内企業（原木～製材～乾燥～検品出荷）

項目	企業団体名	所在地（TEL・FAX）		管理責任者
原木	〇〇森林組合	〒〇〇		山林課
		TEL :	FAX:	〇〇
製材	□□製材株式会社 □□工場	〒〇〇		工場長
		TEL :	FAX:	〇〇
乾燥	□□製材株式会社 □□工場	〒〇〇		工場長
		TEL :	FAX:	〇〇
検品出荷	□□製材株式会社 □□工場	〒〇〇		工場長
		TEL :	FAX:	〇〇

県外企業（流通～集成材加工）

項目	企業団体名	所在地（TEL・FAX）		管理責任者
商社	△△建材株式会社 △△営業所	〒〇〇		営業課
		TEL :	FAX:	〇〇
集成材加工	◇◇集成材加工株式会社 ◇◇工場	〒〇〇		工場長
		TEL :	FAX:	〇〇

県内企業（受入検品～販売）

項目	企業団体名	所在地（TEL・FAX）		管理責任者
受入検品	□□製材株式会社 □□工場	〒〇〇		工場長
		TEL :	FAX:	〇〇

関係する企業・団体の本社および代表者

項目	企業団体名	所在地（TEL・FAX）		管理責任者
原木	〇〇森林組合	〒〇〇		代表取締役
		TEL :	FAX:	〇〇
製材	□□製材株式会社	〒〇〇		代表取締役
		TEL :	FAX:	〇〇
乾燥	□□製材株式会社	〒〇〇		代表取締役
		TEL :	FAX:	〇〇
商社	△△建材株式会社	〒〇〇		代表取締役
		TEL :	FAX:	〇〇
集成材加工	◇◇集成材加工株式会社	〒〇〇		代表取締役
		TEL :	FAX:	〇〇
統括管理	□□製材株式会社	〒〇〇		代表取締役
		TEL :	FAX:	〇〇

(様式第5号の参考様式)

県外委託加工の分別管理マニュアル（「県産材構造用集成材製造」の参考例）

原木～検品出荷までの管理

1. 原木の出荷状況（〇〇森林組合）

「〇〇森林組合」の土場および中間土場より積込みし、「□□製材株式会社□□工場」へ納材する。
原木購入日をもって、「県産材販売管理票」（1次）を作成する。

【土場～積込み時の状況 写真・・・①】

2. 原木の製材状況（□□製材株式会社 □□工場）

他の原木と分別管理のため、予め定めた場所に入荷・保管し、「記録管理簿」を作成する。

【原木入荷状況 写真・・・②】

3. 製材～乾燥後の保管状況（□□製材株式会社 □□工場）

製材後、栈入れ～乾燥～栈外しを経て、他の製品と分別管理して予め定めた場所に保管し、検品・出荷し、「記録管理簿」を作成する。

【製材品保管（乾燥後）状況 写真・・・③】

※県産材取扱認定事業者で、県内に工場を持つものについては、配置図および写真を省略することができる。

集成材工場での管理

以下4、5、6の「分別管理」については、「□□製材工場株式会社」（県外委託加工認定申請者）が、責任をもって委託先工場の指導・管理を行う。

4. 集成材工場における製材品の受入状況（◇◇集成材加工株式会社 ◇◇工場）

他の原木と分別管理のため、予め定めた場所に入荷・保管し、「記録管理簿」を作成する。

【製材品入荷・保管状況 写真・・・④】

5. 製造工程における管理状況（◇◇集成材加工株式会社 ◇◇工場）

他の製材品・加工品と同時に製造ラインに投入しない。

【集成材の製造状況（グレーディング～切削～接着～プレス～仕上げ）の各状況 写真・・・⑤】

6. 集成材の保管状況（◇◇集成材加工株式会社 ◇◇工場）

製品完成時にセット梱包し識別表示をし、他の製品と分別管理して予め定めた場所に保管し、出荷し、「記録管理簿」を作成する。

【集成材保管状況 写真・・・⑥】

受入・検品～販売までの管理

7. 集成材の受入状況（□□製材株式会社 □□工場）

予め定めた場所に受入後、検品し、「記録管理簿」を作成する。

【集成材受入・保管状況 写真・・・⑦】

8. 集成材の販売管理（□□製材株式会社 □□工場）

販売時（出荷時）、「静岡県産材販売管理票（県外委託加工）」（1次）を発行する。

(様式第5号の参考様式)

－ 配 置 図 －

◇記載例

【原木受入者（県外委託加工等申請者）】

（事業者名： ）

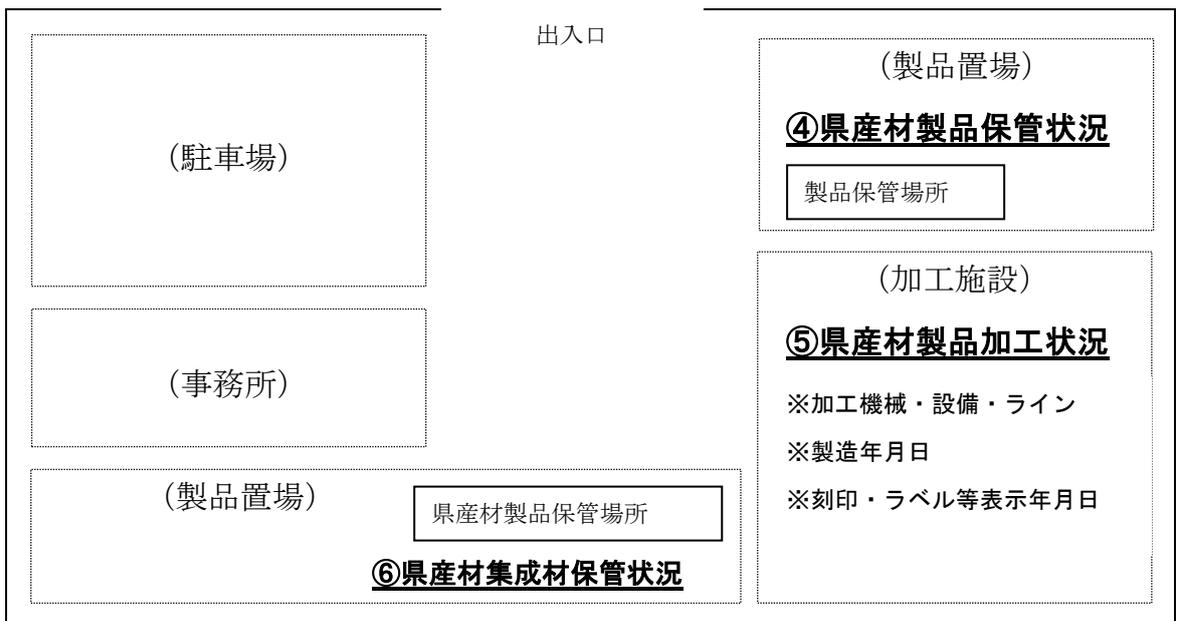
（住 所： ）



【県産材製品加工工場（委託先工場）】

（事業者名： ）

（住 所： ）



(様式第 5 号の参考様式)

【販売業者(県外委託加工等申請者)】

(事業者名 :)

(住 所 :)

出入口

(駐車場)

(原木置場)

(事務所)

(加工等施設)

県産材製品保管場所

(製品置場)

⑦県産材集成材保管状況

(様式第5号の参考様式)

1 原木受入に関する記録管理簿

一次管理票発行者				原木受入者(委託加工等発注者)			
〇〇林業 (登録業者番号)				〇〇木材 (登録業者番号)			
管理票 番 号				分別管理 の 方 法	別紙のとおり		
発 行 年月日	樹種	生産地	材積(m ³)	受 入 年月日	樹種	材積(m ³)	分別管理 責 任 者

※ 原木受入者が複数事業者となる場合は、受入者毎に同様の管理簿を作成すること。

※ 原木受入者と合板工場が同一の場合は、原木受入者欄への記載は不要です。

2 委託加工工場への原木搬入に関する記録管理簿

委託加工等発注者				委託加工工場(原木管理)			
〇〇木材 (登録業者番号)				〇〇合板			
管理票 番 号				分別管理 の 方 法	別紙のとおり		
出 荷 年月日	樹種	材積(m ³)	分別管理 責 任 者	入 荷 年月日	樹種	材積(m ³)	原木管理 責 任 者

※ 一次管理票発行者と委託加工等発注者が同一の場合は、委託加工等発注者欄に一次管理票発行者を再掲すること。

※ 委託加工工場には、二次管理票(一次管理票発行者と委託加工等発注者が同一の場合は一次管理票)の副管理票を提出すること。

3 委託加工工場からの出荷に関する記録管理簿

委託加工工場(製品管理)						製品販売業者 (申請者=委託加工等発注者)					
〇〇合板						〇〇木材 (登録業者番号)					
分 別 管 理 の 方 法	別紙のとおり					分 別 管 理 の 方 法	別紙のとおり				
出 荷 年 月 日	厚 さ	長 さ (幅)	枚 数	材 積 (m ³)	分 別 管 理 責 任 者	入 荷 年 月 日	厚 さ	長 さ (幅)	枚 数	材 積 (m ³)	製 品 管 理 責 任 者

※ 上記管理簿の記載内容(樹種、材積等)に基づき、県産材を原料とする製品の販売管理票を交付申請することができます。

※ 委託加工工場からの出荷(納品伝票)と、全ての正・副管理票をひと綴りにして管理すること。

4 分別管理の方法

県産材を原料として、製品を委託加工等により製造・販売する事業者は、県産材取扱業者であるだけでなく、流通過程、委託先工場における分別管理を行う必要があります。

このため、当該事業者(申請者)にあつては、原木受入から管理、出荷、県産材を原料として製造・販売する製品(以下、「県産材製品」という。)の入荷、保管に加え、委託加工等を行う委託先工場における入荷、原木保管、製造工程、製品保管、製品出荷等の全ての段階において、原木及び県産材製品が、その他の原木又は製品と分別できるよう、シート、テープ、ペンキ、標識、刻印、ラベル等により明示し管理しなければならない。

－ 分別管理の方法 －

原木の受入から県産材製品の販売に至る「全ての段階」において、記載すること。

◇記載例

【原木受入者（委託加工等発注者）】

1 原木の受入状況

(例) シート、テープ、ペンキ等で分別し、予め定めた場所に受け入れる。

※ 受入状況の写真を添付するとともに、配置図に①写真撮影位置を記載すること。

2 原木の保管状況

(例) シート、テープ、ペンキ、標識等で分別し、予め定めた場所で保管する。

※ 保管状況の写真を添付するとともに、配置図に②写真撮影位置を記載すること。

3 原木の出荷状況

(例) シート、テープ、ペンキ等で分別し、他の原木と混載しない。

※ 出荷状況(荷姿)の写真を添付するとともに、配置図に③写真撮影位置を記載すること。



【委託加工工場】

4 委託加工工場における原木の入荷状況

(例) シート、テープ、ペンキ等で分別し、予め定めた場所に入荷する。

※ 入荷状況の写真を添付するとともに、配置図に④写真撮影位置を記載すること。

5 委託加工工場における原木の保管状況

(例) シート、テープ、ペンキ、標識等で分別し、予め定めた場所で保管する。

※ 保管状況の写真を添付するとともに、配置図に⑤写真撮影位置を記載すること。

6 製造工程における管理状況

(例) ラインを分けて製造、又は製造時間を分けて製造し、製造後に刻印、ラベル等を表示する。

※ 製造工程の写真を添付するとともに、配置図に⑥写真撮影位置、製造年月日、刻印・ラベル等表示年月日を記載すること。

7 委託先工場における県産材製品の保管状況

(例) シート、テープ、標識等で分別し、予め定めた場所で保管する。

※ 保管状況の写真を添付するとともに、配置図に⑦写真撮影位置を記載すること。

8 委託先工場における県産材製品の出荷状況

(例) シート、テープ等で分別し、他の合板と混載しない。

※ 出荷状況(荷姿)の写真を添付するとともに、配置図に⑧写真撮影位置を記載すること。



【販売業者（申請者＝委託加工等発注者）】

9 県産材製品の入荷状況

(例) シート、テープ等で分別し、予め定めた場所に入荷する。

※ 入荷状況の写真を添付するとともに、配置図に⑨写真撮影位置を記載すること。

10 県産材製品の保管状況

(例) シート、テープ、標識等で分別し、予め定めた場所で保管する。

※ 保管状況の写真を添付するとともに、配置図に⑩写真撮影位置を記載すること。

(様式第6号)

県産材県外委託加工等認定証

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会

会長



静岡県産材証明制度実施要領第5条第4項の規定により、静岡県産材の県外委託加工等を認定したので通知する。

記

1. 木材業者登録番号
2. 事業者名
3. 所在地
4. 認定番号
5. 認定の内容
6. 条件
 - (1) 「静岡県産材証明制度要綱」及び「静岡県産材証明制度実施要領」を遵守すること。
 - (2) 県の実施する定期検査及び静岡県木材協同組合連合会が実施する検査及び調査等に協力すること。

(様式第7号)

令和 年 月 日
第 号

静岡県知事 様

静岡県木材協同組合連合会
会長



県外委託加工等の認定について

「静岡県産材証明制度」実施要領第5条第5項の規定に基づき、県外委託加工等を認定した者を下記のとおり報告します。

記

登録業者番号	事業者名	所在地	認定番号	認定内容

* 県産材取扱業者からの申請書類（写し）を添付のこと

(様式第 8 号)

(様式第 8 号)

白色用紙

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票 正・副 (2枚複写)

一次・二次・三次・() 平成 年 月 日

管理票番号 ((登録)業者番号) - (発行番号) - (市町番号)

様

品番・品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
合 計						

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した県産材取扱業者のみが発行できるものです。

住 所
業 者 名
代 表 者 名 印

(様式第 8 号)

黄色用紙

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票 (県外委託加工) 正・副 (2枚複写)

一次・二次・三次・() 平成 年 月 日

管理票番号 ((登録)業者番号) - (発行番号) - (市町番号)

様

品番・品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
合 計						

注：①委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。
②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した県産材取扱業者のみが発行できるものです。

住 所
業 者 名
代 表 者 名 印

※ 県外委託加工先からの製品出荷に関する証明書は、「黄色」の管理票を使用する。

(様式第9号)

県産材販売管理票(追加・再)交付申請書

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会々長 様

(登録業者)

住 所

社 名

代 表 者

印

「静岡県産材証明制度」実施要領第6条第2項の規定に基づき、県産材販売管理票を交付していただきたく、本書のとおり申請する。

記

1 登録業者番号 (令和 年 月 日認定)

2 交付申請部数

区 分	県産材販売管理票 【白色】	県産材販売管理票(県外委託加工) 【黄色】
申請部数		

* 交付申請部数は、50部(2枚複写を1部とする。)単位で、200部を上限に年間必要量を記入する。

~~ただし、県産材を原料とする合板等を販売するため、県外で委託加工等により県産材合板等を製造し、管理票の交付を申請する場合は、別紙参考様式と関連する資料を添付したうえで荷口毎に申請するものとし、販売量に応じた部数を記入すること。~~

* 不足が生じた場合は、追加申請することができる。

* 紛失した場合は、紛失届出後、再申請することができる。

(様式第 10 号)

「静岡県産材販売管理票」交付台帳

NO	登録業者番号	認定年月日	事業者名	所在地	電話番号	発行部数	発行区分	発行年月日

(注)・発行区分は、当初発行：当、追加発行：追、再発行：再を記入する。

(様式第 1 1 号)

販売管理票紛失届

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会々長 様

(登録業者)

住 所

社 名

代 表 者

印

県産材販売管理票を交付していただいたところではありますが、下記のとおり紛失してしまいましたので届け出ます。

記

1 登録業者番号 (令和 年 月 日認定)

2 紛失部数 部

3 紛失理由

4 紛失内容

交付部数	使用部数	紛失部数	残部数	備考
部	部	部	部	

(様式第12号)

県産材取扱業者抹消申請書

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会々長 様

(申請者)

住 所

社 名

代 表 者

印

「静岡県産材証明制度」実施要領第10条第1項に基づき、「県産材取扱業者」の認定を抹消していただきたく、下記のとおり申請する。

記

1. 県産材取扱業者名

2. 抹消の理由

(様式第13号)

県産材取扱業者の抹消について

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会
会長



令和 年 月 日付で、貴社から県産材取扱業者抹消の申請があった件について、「静岡県産材証明制度」実施要領第10条第2項に基づき、下記のとおり認定を抹消したので通知します。

記

県産材取扱業者認定抹消事業者名

(様式第14号)

令和 年 月 日
第 号

静岡県知事 様

静岡県木材協同組合連合会
会長



県産材取扱業者の抹消について

「県産材取扱業者」として認定した者を抹消したので、下記のとおり報告します。

記

県産材取扱業者認定抹消事業者名

登録業者番号	事業者名	所在地	抹消理由

(様式第15号)

県産材取扱業者の取消について

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会

会長



「静岡県産材証明制度」実施要領第11条第2項に基づき、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

記

1. 木材業者登録番号 (令和 年 月 日認定)
2. 「県産材取扱業者」取消事業者名
3. 取消の理由

(様式第16号)

令和 年 月 日
第 号

静岡県知事 様

静岡県木材協同組合連合会
会長



県産材取扱業者の取消について

下記の業者について「県産材取扱業者」の認定を取り消したので、下記のとおり報告します。

記

県産材取扱業者認定取消事業者名

登録業者番号	事業者名	所在地	取消理由

県産材県外委託加工等認定申請事項 (変更届)

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

認 定 日

認定番号

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称および代表者職・氏名)

標記の認定申請事項に変更があったので、静岡県産材証明制度実施要領第5条第9項第1号の規定により、届け出します。

変 更 内 容
(変更後)
(変更前)
提 出 書 類
「変更後の申請書一式」を提出すること。

県産材県外委託加工等認定申請事項 (廃止届)

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

認定日

認定番号

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称および代表者職・氏名)

県産材委託加工等を廃止したので、静岡県産材証明制度実施要領第5条第9項第2号の規定により、届け出します。

認 定 内 容	
廃 止 年 月 日	令和 年 月 日
廃 止 の 理 由	
提 出 書 類	「県産材県外委託加工等認定証」を返却すること。